2024 2月号 The Monthly Report

The public employment security office / Report & News / Hello work Aizuwakamatsu

厚生労働省 福島労働局

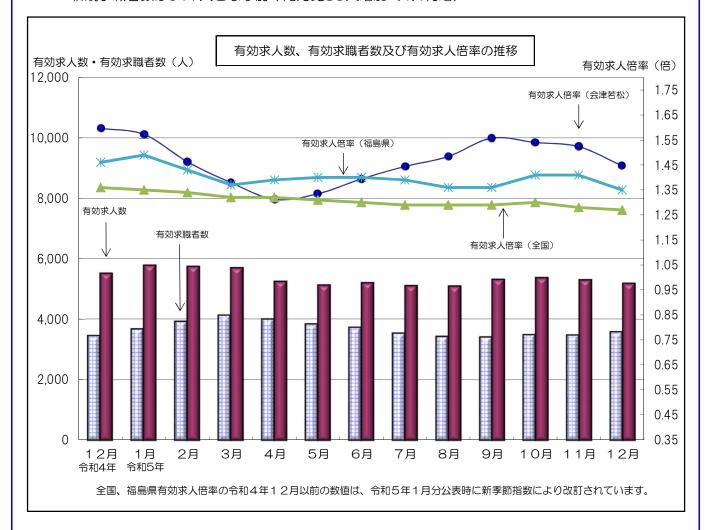
ハローワーク会津若松
〒965-0877 会津若松市西楽町2-23
TEL0242(26)3333
ハローワークラ 多方
〒966-0853 喜多方市字干苅8374
TEL0241(22)4111
ハローワーク南会津
〒967-0004 南会津町田島宇行司12
TEL0241(21)111

- ●有効求人倍率(今和5年12月分) 会津地域:**1.45**倍 福島県:**1.35**倍 全国:**1.27**倍
- 労働力調査(令和5年12月分) 完全失業率: **2.4**% 完全失業者数: **156**万人

*有効求人倍率:一般職業紹介状況(厚生労働省)、完全失業率:季節調整値。完全失業率、完全失業者数:「労働力調査結果」(総務省統計局)

最近の雇用失業情勢(令和5年12月分)

- ●有効求人倍率は 1.45倍(会津若松: 1.54倍 喜多方: 1.10倍 南会津: 1.38倍)となり 前年同月を0.15ポイント下回りました。
- ●正社員有効求人倍率は 1.16倍と前年同月を0.09ポイント下回りました。
- ●求人数、求職者数をみると
 - ・月間有効求人数は5,175人となり前年同月比332人減少(6.0%減)
 - ・月間有効求職者数は3,577人となり前年同月比128人増加(3.7%増)
 - 新規求人数は1,983人となり前年同月比78人増加(4.1%増)
 - ・新規求職者数は917人となり前年同月比39人増加(4.4%増)



障害者の法定雇用率の引上げ等について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、すべ ての事業主に法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

○障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。(令和6年4月以降)

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	<u>2.5%</u> ⇒	<u>2. 7%</u>
対象事業主の範囲	43.5人以上	<u>40.0人以上</u>	<u>37.5人以上</u>

○除外率が引き下げられます。(令和7年4月以降)

除外率が、各対象業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられます。

※除外率…障害者が就業することが困難とされる業種の事業所ごとに、定めた割合(除外率)により雇用義務の軽減をする制度

- ○障害者雇用における障害者の算定方法が変更となります。
- ▶精神障害者の算定特例の延長(令和5年4月から実施されています。)

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇入れからの期間等に関係なく、1カウント として算定できるようになりました。

▶一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定。(令和6年4月以降)

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について0.5カウントとして 算定できるようになります。

- ○事業主の障害者雇用を支援する助成金を新設・拡充します。(令和6年4月以降)
 - ◎障害者雇用対策について詳しくは、厚生労働省HP(https://www.mhlw.go.jp)へ。





厚生労働省・福島労働局・ハローワーク会津若松

-般職業紹介状況 (新規学卒者を除きパートタイムを含む)

お問合せ先:ハローワーク会津若松求人企画部門 電話0242(26)3333 (31#)

項目		令和5年12月			令和4年12月				
	块口		男	女	常用		男	女	常用
1 亲	所規求人数	1,983	_	-	1,814	1,905	_	-	1,717
2 月間有効求人数		5,175	-	-	4,587	5,507	-	-	4,799
3 新規求職申込件数		917	458	459	753	878	422	454	691
	うち45歳以上	589	315	274	442	537	279	258	382
4 F	目間有効求職者数	3,577	1,783	1,791	3,363	3,449	1,709	1,737	3,208
	うち45歳以上	2,076	1,125	950	1,887	1,972	1,088	883	1,772
5 糸	27介件数	672	332	340	579	585	301	284	476
	うち45歳以上	364	204	160	303	304	174	130	233
6 就職件数		275	129	146	224	271	122	149	218
	うち45歳以上	142	70	72	110	130	63	67	104
7 3	定数	273	-	-	227	252	-	_	205
8 🕏	所規求人倍率	2.16	-	1	2,41	2,17	I	_	2.48
9 律	可効求人倍率	1.45	-	-	1.36	1.60	-	_	1.50
10	就職率(%)	30,0	28,2	31.8	29.7	30,9	28.9	32,8	31.5
	うち45歳以上	24.1	22,2	26,3	24.9	24,2	22,6	26,0	27.2
11	充足率 (%)	13.8	-	-	12,5	13,2	-	-	11.9

※学卒を除きパートを含む。就職率は新規求職者ベース。充足率は新規求人ベース。男女別の記載をしない求職登録が可能のため、男女計が一致しない場合があります

求人票に明示する労働条件が 新たに3点追加されるのでご留意ください

お問合せ先:ハローワーク会津若松求人企画部門 電話0242(26)3333 (31#)

職業安定法施行規則の改正により、2024(令和6)年4月1日以降、ハローワーク に求人申込みを行う場合は、求人票に以下の①~③の**明示**をお願いします。

従事すべき業務の変更の範囲※

- ・採用後、業務内容を変更する予定がない場合は、「仕事の内容」欄に「変更範囲: 変更なし」と明示してください。
- ・将来の配置転換など、雇入れ直後の業務と異なる業務に配置される見込みがある場 合には、同欄に変更後の業務を明示してください。
- (2) 就業場所の変更の範囲※

採用後、雇入れ直後の就業場所と異なる就業場所に配置される見込みがある場合は、 転勤の可能性を「1.あり」とした上で、**転勤範囲を明示**してください。

※「変更の範囲」とは、雇入れ直後だけでなく、将来の配置転換など今後の見込みも含めた、 締結する労働契約期間中での変更の範囲のことをいいます。

有期労働契約を更新する場合の基準 (3)

※ 通算契約期間または更新回数の上限を含みます。

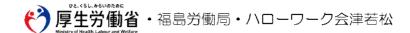
- ・雇用期間の定めがあり、当初の予定の雇用期間終了時点で契約更新をする可能性 がある場合は「契約更新の可能性」欄を「1.あり」にO**を付けてください**。
- ・更新継続が期待される場合は「原則更新」、更新の可能性はあるもののそれが確 実ではない場合は「条件付きで更新あり」に○を付けてください。
- ■原則更新の場合は以下のように明示してください。

有期労働契約の通算契約期間または更新回数に上限がある場合

「求人に関する特記事項」欄に「更新上限:有(通算契約期間〇年/更新回数〇回)」

※更新上限がない場合に、その旨を明示する必要はありません。

- ■条件付きで更新ありの場合は以下のように明示してください。
 - 「契約更新の条件」欄に具体的な更新条件を記載
 - ・有期労働契約の通算契約期間または更新回数に上限がある場合、同欄に記載
 - ※更新上限がない場合に、その旨を明示する必要はありません。
 - O 就業場所・業務に限定がない場合、どのように記載すればよいですか?
 - A 就業場所・業務に限定がない場合は、「会社の定める〇〇」と記載するほか、変更の範囲 を一覧表として別途求職者に手交することも考えられますが、求職者とのトラブル防止のた め、できる限り就業場所・業務の範囲を明確にするのが望ましいです。
 - Q 今回の明示事項について、記載欄に書き切れない場合は、どうすればよいですか?
 - 今回の明示事項について、指定された欄に書き切れない場合は、求人申込書 の「求人に関する特記事項」欄に記載してください。





今度のイベントは9オンライン/為 福島会場 合わせて5日間開催!

参加

[1] 令和7年3月卒業(修了)予定者(大学院·大学·短期大学·高等専門学校·専修学校等)

刘毅者 [2] 令和4年3月以降卒業(修了)者(大学院·大学·短期大学·高等専門学校·専修学校等)

8_₹, 3.

時間▶ 13時 00分 - 16時 45分

▶ オンライン(『GALIMO』) WEB上に作成された会場で、個別のテーブルに 分かれて、対面形式のようなイベントが行える、 インストール不要のオンラインイベントツールです。

▶ 各企業からの企業説明 : 各15分▶ 各ブースでのフリータイム : 20分×4回



オンラインのみ (中国田田

事 前 予約 各イベントの前日18時まで 開島会場は当日参加で① https://shiftlocal.jp/fukusima-guidance



主催:福島県・厚生労働省福島労働局(本事業は福島県から委託を受け、ガリレオスコーブ株式会社が運営しております。)

後援: アカデミア・コンソーシアムふくしま、福島県商工会議所連合会、福島県商工会連合会 福島県中小企業団体中央会、福島県経営者協会連合会、福島県中小企業家同友会

問い合わせ先: オンライント ガリレオスコープ株式会社 Tel:03-6809-4733 福島会場ト 福島労働局職業安定課 Tel:024-529-5396

雇用保険業務取扱状況

お問合せ先:ハローワーク会津若松雇用保険課 電話0242(26)3333(21#)

	項 目		令和5年12月	令和4年12月	前年同月比(%)
	新 規 適 用	事 業 所 数	12	12	0.00
適用関係	廃 止 事	業 所 数	14	5	180.00
	月 末 現 在	事 業 所 数	5,040	5,097	▲ 1.12
	資格 取	得 者 数	583	575	1.39
	資格 喪	失 者数	901	991	▲ 9.08
	月末現在初	皮 保 険 者 数	69,609	70,115	▲ 0.72
給付関係	 一 般(基本手当)	受給資格決定件数	196	168	16.67
	及(本本于当)	受給者実人員	771	765	0.78
	高 齢 給 付	受 給 者 数	60	53	13.21
	短期特例	受 給 者 数	102	125	▲ 18.40
	再 就 職 手 当	支 給 人 員	75	60	25.00
	就業促進定着手当	支 給 人 員	26	33	▲ 21.21
雇用継続給付		受給要件確認件数	23	20	15.00
	同十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	受給者実人員	529	508	4.13
	育児休業	受給要件確認件数	52	62	▲ 16.13
	月沈外未	受給者実人員	548	551	▲ 0.54
	介 護 休 業	受 給 者 数	3	3	0.00
教育訓練給付	一般教育訓練	受 給 者 数	14	13	7.69
	専門実践教育訓練	受給者実人員	11	9	22.22